

久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成22年久喜市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「申請は、」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を、「あつては、」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を加える。

第9条第1項中「就職等した日から」の次に「起算して」を加える。

様式第4号（裏）中「専門実践教育訓練給付金」を「特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。